

平成 31 年第 2 回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

1 その他 1 件

□議第 44 号 財産の取得について

平成28年に滋賀県土地開発公社に業務委託を行い、債務負担行為及び債務保証の議決を得ている三上小中小路工業団地造成事業について、造成工事が完了し、市が事業用地の土地取得を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

①財産の種類 土地（事業用地）

②取得数量

所 在	地 目	地 積
野洲市三上字西ノ川原 2881 番 2	雑種地	14,922.81 m ²
野洲市三上字西ノ川原 2881 番 4	雑種地	5,988.81 m ²
野洲市三上字西ノ川原 2881 番 5	雑種地	3,170.36 m ²
野洲市三上字西ノ川原 2889 番	雑種地	34,533.78 m ²
野洲市三上字三大神 2908 番 3	雑種地	677.53 m ²
計	5 筆	59,293.29 m ²

③取得金額 1,472,046,032円

④契約の相手方 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

滋賀県土地開発公社 理事長 小笠原 俊明